

岡ス少発第3号  
令和2年4月3日

市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人岡山県スポーツ協会  
岡山県スポーツ少年団  
本部長 井上 征三  
( 公 印 省 略 )

### 令和2年度岡山県スポーツ少年団交流大会促進事業の実施について

平素から、本県スポーツ少年団活動の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和2年度におきましても、地域におけるスポーツ少年団活動の推進を目的に、別添実施要項のとおり実施いたします。

つきましては、貴市町村において実施要望がある場合のみ、5月11日（月）までに交付申請書等関係書類をご提出ください。

なお、実施要項・助成金交付申請書等につきましては、公益財団法人岡山県スポーツ協会ホームページの「様式一覧」へ掲載しておりますのでご活用ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、スポーツ少年団活動につきましては、団員・関係者の安全確保、感染拡大防止を最優先に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

問い合わせ先・提出先

〒700-0012

岡山市北区いずみ町 2-1-3 ジップアリーナ岡山内  
公益財団法人岡山県スポーツ協会

岡山県スポーツ少年団（担当：山江）

TEL:086-256-7101 FAX:086-256-7105

E-mail:kenta\_yamae@okayama-taikyo.or.jp

<http://www.okayama-taikyo.or.jp>

# 岡山県スポーツ少年団交流大会促進事業実施要項

## 1 目的

広域（近隣市町村等）において、スポーツ少年団員を対象にした交流大会等を実施し、地域におけるスポーツ少年団活動を促進する。

## 2 主催

市町村スポーツ少年団

## 3 共催

公益財団法人岡山県スポーツ協会岡山県スポーツ少年団

## 4 実施内容

- (1) 期 間 毎年度4月1日から3月10日までとする。
- (2) 対 象 毎年度の登録指導者・団員
- (3) 内 容 交流活動等を、県内の2市町村以上で実施する。
- (4) 申 請 各市町村原則3事業以内とする。  
ただし、申請多数の場合は調整する。

## 5 補助金額

補助金の額は、予算の範囲内において総事業費の3分の2程度とし、4万円を限度額とする。  
なお、補助金の経理処理については「岡山県スポーツ少年団交流大会促進事業補助金交付要綱」に基づき行なうものとする。

## 附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 3 この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

# 岡山県スポーツ少年団交流大会促進事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 地域におけるスポーツ少年団活動を促進するための事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

## (交付申請)

第2条 この補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付の上提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式2）
- (2) 収支予算書（様式3）

## (対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、次のものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費（食糧費を除く）
- (4) 印刷製本費
- (5) 消耗品費
- (6) 役務費
- (7) 借上料
- (8) その他会長が適当と認める経費

## (交付決定)

第4条 補助金交付申請書受理後、これを審査し、適当と認めるときは交付決定し、その旨を補助事業者に通知する。

## (実施報告)

第5条 補助事業者は、事業終了後10日以内に、実績報告（様式4）に次に掲げる書類を添付の上提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式5）
- (2) 収支決算書（様式6）
- (3) 領収書の写し
- (4) その他必要な書類（スナップ写真・大会パンフレット等）

## (補助金の額の確定)

第6条 事業実績報告書受理後、これを審査し、その報告に係る実施結果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、これを補助事業者に通知する。

## (補助金の概算払い又は精算払いの請求)

第7条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金概算払（精算払）請求書（様式7）を提出しなければならない。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 3 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。
- 4 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。